

一八世紀初頭イギリス貴族院における議事手続（一）

松 園 伸

目 次

- 一 はじめに — 研究史的考察 —
- 二 国会議事堂（パレス・オブ・ウエストミンスター）（以上本号）
- 三 上院（貴族院）の儀式的な機能
- 四 大法官・国璽尚書のやくわり
- 五 上院（貴族院）議員の日常的な活動
- 六 国王演説と上院（貴族院）の奉答文
- 七 立法の手続
- 八 投票

一 はじめに — 研究史的考察 —

さきに「政経論叢」のなかでわたくしは、イギリス議会史研究の問題点をいくつか指摘しておいた。^① 本論文にかん

一八世紀初頭イギリス貴族院における議事手続（一）（松園）

するポイントとしてはいろいろあるが、第一に考えられるのは貴族院(上院)研究が、とくにわたくしの専門としている、一七世紀後半から一八世紀にかけての時代についてなおざりにされてきたことである。たとえば、第二次大戦後議會は、ロンドン大学と提携して「議會史トラスト」(The History of Parliament Trust)を創設し、英国議會についての総合的、体系的な分析を始めたのであった。ただし、このトラストの採用した方法には、種々の批判が集められている。その一つには、かれらが一九六〇年代以降継続的に発行している「議會史」(The History of Parliament)は実質的に「庶民院(下院)史」であり、上院は完全に無視された格好になってしまったことがある。このような事態を招いた一つの要因としては、当初トラストを推進したのがサー・ルイス・ネーミアとその学派であったところが大きい。かれらの政治史、議會史研究の主眼は主に下院議員の投票行動、そしてそれに影響を与える地縁、血縁、職業などに基づく派閥を軸とする政治であった。これに比して、貴族は、主に下院議員に影響を与えるかぎりにおいてその存在が問題になったのであり、貴族の自らの院における活動は副次的な意味しかもたなくなってしまうのである。かくして「議會史」の中には、イングランド、スコットランド、ウエールズでの各選挙区での選挙の実態が詳細に紹介され、さらに下院議員ひとりひとりについての伝記が編纂されたのである。

しかしながら、「議會史トラスト」といった公的な機関に頼らなくともイギリスには貴族研究の数世紀にわたる長い伝統があり、それらが現代においても裨益するところが大きいということは注目すべきであろう。ただしそれらの研究には限界があることも事実である。今なお私たちは貴族にかんしては、一部有力貴族の小伝が「国民伝記事典」(Dictionary of National Biography)をとおして知りうるに止まっている。しかしこの「事典」にしても、その研究水準は、戦後急速に進んだ貴族の個人文書公開の現実からみるならば、けっして満足のいくものではないのである。

またこの「事典」を補うものとして、「貴族大鑑」(*The Complete Peerage*)が考えられよう。この「貴族大鑑」は、先の「事典」と異なり有名、無名を問わずすべての貴族を取り上げて点で有用なものといえる。しかし、ここで記載されているのは、主に各人の生没や叙爵の年月日、婚姻、子孫についてなどである。これに保有した官職、政治的な経歴の略述を含めたとしても、「大鑑」にあらわれた貴族に関する情報は「議會史」のなかでの下院議員についての情報に比べれば問題にならないほど乏しいものといえる。いいかえれば、「大鑑」刊行の目的は、各貴族の政治的な活動の叙述にあったというよりはむしろかれらの「系図学」(*genealogy*)や「紋章学」(*heraldry*)上の意義を明らかにしようとするものであったようにみえる。そしてこうした「大鑑」編者の立場は、一般読者である英国国民の関心とも合致していたであろう。

一般読者のこうした嗜好に応えてそれまで表面的にしか知られていなかった、ある貴族の政治的活動の実態をその人の残した文書に基づいて研究しようとする試みは、前述の「事典」、「大鑑」以前にも様々な形で行われていた。その一つが貴族自身の筆になる自叙伝である。後期スチュアート、初期ハノヴァ期についていえばその代表はソルスベリ主教バーネット(1643-1715)の「同時代史」(*Gilbert Burnet, History of his own Time*)であろう。この作品は当時の政治、戦争、外交、社会、風俗などを知るうえでも貴重といえるが、とくにかれが主教として上院に議席をもった一六八九年以降の記述は、貴族院を研究する上で今なおきわめて重要な文献となっている。ただ注意を要するのはこの「同時代史」の一部は彼の生前に発行されたということである。バーネット自身、中立・公正な立場で執筆したとはどうも考えられない。それどころか、かれのこの「同時代史」の目的が名譽革命以来のウイッグの政治的な立場を正当化することにあったことは明らかである。「同時代史」は初期ハノヴァ朝、すなわち「ウイッグ支配」

(whig supremacy) 下における正統的な歴史となっただけでなく、それ以後のいわゆる「ウィッグ史観」にもきわめて大きな影響を与えたといえる。パーネットのような自らの手になる貴族による自叙や同時代史は少ないものの、有力貴族が死亡したのちまもなく、かれの遺徳をしのんだ「言行録」(memoir) が出版されることはしばしばみられた。だがこれらの作品は一種の「頌徳表」と化してしまったものがよくあり、厳しい史料批判が必要なことはいうまでもない。

一八、一九世紀、さらに二〇世紀初期には、貴族自身の手によって、あるいは歴史家や僧侶を助手にして、自分の祖先の書簡やその他の文書を整理して印刷・刊行し、さらに代々の貴族の履歴をまとめる試みがしばしば見られるようになった。そしてこうした企ては、とくにアソル公爵、アーガイル公爵などスコットランド貴族に多くみられるのである。^③ スコットランド貴族は一般的にいつて、一族・郎党の結び付きが強かったことを考えると、かれらの当主が祖先の業績をしのぶことを考えたのも驚くにはあたらないだろう。しかし、貴族による祖先の文書の公刊や伝記の出版はイングランド貴族の家系にもみられるのである。たとえばウイストン・チャーチルは、歴史家を助手として使い、オクスフォード州ブレナムにあるチャーチル家の古文書を精査し、かれの偉大な先祖、ジョン・チャーチル、初代マールバラ公爵(1650-1722)の伝記をまとめたのであった。^④ そしてこの伝記に付された書簡類は、後に述べるコックスのマールバラ伝とならんで貴重な史料となったのである。

貴族自身やその身内が史料編纂に果たした役割が少なくないとしても、こうした仕事の主役がすでに一八世紀には僧侶や史家になっていたのは明らかである。たとえばウイリアム・コックスは、ブックルー、マールバラ、ウォルポールなどの家に入りし、古文書の使用を許可された。コックスの残した初代シュリユースベリ公、ロバート・ウ

オルポール（初代オーフォード伯）、初代マールバラ公の書簡集と伝記は今なおしばしば引用されている。^⑤とくにマールバラ文書については、歴代のマールバラ公が、第二次大戦後になってもブレナム宮殿にある古文書の使用を原則として許さなかったため、コックスの著した初代マールバラ公のメモアールとさきのウインストン・チャーチルによる伝記が一九七〇年代まで初代マールバラ公について利用可能な一次史料のほとんどすべてであったのである。

コックスがバーネットと同じく、いわゆる「ウイッグ史観」に拠っているのにはたいして、トリー、さらにはジャコバイトの側でも、有力貴族の伝記の公刊や書簡集の出版が行われてきた。とくに王位継承の正統性を主張しながらついに国王となることができなかつたジェームズ・エドワード・スチュアートおよびチャールズ・エドワード・スチュアートについては英国人の一種の「判官びいき」もあつて、根強い人気を集めることとなつた。したがつてこの亡命王朝の臣下に対しても（たとえかれらの亡命スチュアート家への忠誠心が、一時的なものであつたとしても）歴史家の関心が集まつたのである。たとえば初代ポリングブルック子爵（1678—1751）の死後まもなくかれの著作集、書簡集、メモアールが出された。また一八世紀末にはロチェスター主教フランシス・アタベリ（1662—1733）の書簡集が五巻本で発刊されたのである。^⑦しかし、史料の編纂者が「ウイッグ史観」に立つにせよ、また「トリー・ジャコバイト史観」に基づくにせよ、かれらの修史が、党派的な目的をもつていたことは否定できないのである。もちろん政治的な目的を比較的持たない試みもあつた。一八四一年、G・P・R・ジェームズはシュリユースベリ公爵あての書簡を三巻本で出版し、これは現在もなお名譽革命後の政治史、政党史に不可欠の史料となつてゐる。また、J・J・カートライトは一八八三年、初代ストラフォード伯爵、トマス・ウエントワース（1672—1739）の個人文書をまとめた。そしてこの「ウエントワース文書」は、ユトレヒト講和条約（1713）をめぐるイギリス政府の立場を知るうえで第一

級の価値をもっているのである。^⑧

一九世紀後半のG・P・R・ジェームズやJ・J・カートライトらによる古文書編纂の業績は高く評価されるべきであるとしても、問題がないわけではない。ジェームズによる書簡集は夥しい数の筆写の誤りが指摘されているし、カートライトの編纂は大英図書館(British Library)に所蔵されているウエントワース文書のごくごく一部に過ぎず、その選択も、政治上の重要事件とやらんで、家庭内の些事に多くの紙面が割かれているのである。こうして、個人の努力に任されていた史料編纂事業をより体系的、学問的に進めようとした試みが、一九世紀末ヴィクトリア女王の勅許によって創設された「王立歴史的手稿委員会」(The Royal Commission of Historical Manuscript 略称HMC)であった。この事業はまさに大英帝国の全盛期に始められたために、それ以前の修史事業とはケタ違いの規模をもっていたのである。私文書の一般への公開を嫌っていた貴族も「王立歴史的手稿委員会」には積極的に協力したので、現在までに、歴史的な価値をもっている古文書を所有しているとみられるほとんどすべての貴族の邸宅に実地調査が行われた。さらに「委員会」はその対象を一般平民の旧家、さらにアマチュアの骨董品収集家まで調査の対象を広げていたのである。一九世紀末から二〇世紀にかけて相当数の貴族や一般の好事家はこれらの文書を競売にかけざるをえなくなり、それらは多数によって購入され四散してしまったものや、アメリカやカナダに輸出されてしまったものも多く、現在ではオリジナルの文書の所在さえ分からなくなっていることさえある。こうした意味でも「王立歴史的手稿委員会」の意義は認められよう。しかしこの委員会が連綿として発行し続けてきたレポートを使用したことのある者ならば、その問題点はいくらでも指摘できよう。貴族文書にかぎっていうならば、まず対象とする貴族によって調査の精粗の差が大きすぎるのである。たとえば、マンチェスタ公爵家の文書については詳細な史料の紹介がなさ

れているのであるが、マンチエスタ公爵家と歴史的意義においては優るとも劣らないマールバラ公爵やデヴォンシャ公爵の実地調査はきわめて不十分なものになっている。

こうした差を生んだ原因にはさまざまな要因が考えられよう。その一つには「王立歴史的手稿委員会」がレポートを作成するさいに一貫した方針が欠けていたことがあげられよう。ある貴族の古文書を調査したさいには、レポートの目的はもっぱらそれら文書の大まかな分類をすること、つまり、まず土地関係などの経済的な資料と家族間のパーソナルな書簡や、他の政治家と交わされた書簡類と区分することであつた。しかし、別の調査ではこうしたリスト作りにとどまらず、手紙一つ一つの内容の紹介まで行われたのである。だが、こうした不統一は、次第に是正されていった。すなわち、「王立歴史的手稿委員会」の目的は、おもに歴史的に意義のある日記、書簡、文書をできるだけそのままの形で提供することとなつたのである。こうした方針の下で編纂された貴族文書は膨大な量に上つている。中でも、ポートランド、バース、オーモンド、ダウンシャ、エグモント、カーライル、マー、ダートマス、ラトランドなど貴族諸家の史料は、イギリス近代史研究の宝庫となつている。現在でも「王立歴史的手稿委員会」は（かつてほどの規模ではないにしても）史料の印刷・公刊を続ける一方、古文書保有者にたいして、その適切な保存のためのアドヴァイスや資金援助をし、さらに損傷を受けた文書についてはその補修も行なつている。

「王立歴史的手稿委員会」の主要な任務は、こうして史料の出版を中心としたものになつていったが、委員会には、歴史的に意義を持つほとんどの貴族を含む、多数の旧家の文書についての手書きないしはタイプによるリストが蓄積されてきた。これら増え続けるリストを整理し、研究者に供するため、一九四五年「王立歴史的手稿委員会」は別個に「国立古記録登記所」(National Register of Archives)を設置することとなつた。この「登記所」は、地方とくに

州の公文書館 (county record office)、国立および大学付設の図書館、さらには個人、企業、団体によって保有されている文書のリストを包括的に収集するのを目的としている。そして一九九〇年一月現在で三二五〇〇以上のリストを持ち、年間約二千の追加がある。この戦後創設された「登記所」は、貴族についての研究者にとってとりわけ重要な場所となってきた。というのは、戦後の民主化の波の中で貴族は自家に長年保有してきた古記録を徐々にブリティッシュ・ライブラリやスコットランド公文書館、スコットランドおよびウエールズにある国立図書館、さらに各州の公文書館に寄託・あるいは寄贈の形で移し、これらを歴史家は自由に利用することが可能になったからである。「登記所」は当然これら新しく利用可能となった史料のリストづくりを精力的に行なっている。

貴族文書についての新しい動きとしては、経済的な理由から、とくに相続税の支払いのため伝統ある貴族が古文書などの資産を売却することを指摘できるであろう。これらの文書は通例ササビーズまたはクリスティーズなどの業者で細かい区画 (lots) に分けられ競売にかけられるので、かつてのように貴族文書が四散してしまう恐れが十分にあったのである。これにたいしてブリティッシュ・ライブラリやオクスフォード・ボドレアン図書館などはこれらの古記録をまとめて購入してきている。一方、政府も貴重な文化遺産が分散することを憂慮して、旧家が相続税支払いのために古文書を売却する際には、金銭でなく、物納を認めることとなった。そして政府が物納によって得た文書を図書館などに預託することによって、歴史研究者はこれを自由に利用することが可能になった。こうした古文書の買い上げ、あるいは相続税替わりの物納によって、ブリティッシュ・ライブラリは貴族文書のコレクションを大きく増やしたのである。たとえばダウンシャ侯爵の文書は、ライブラリ自身によって買い上げられた。またさきに述べたブレナム (マールバラ公爵文書)、ポートルランド公爵文書、さらにスペンサー伯爵文書は物納方式によってライブラリの所蔵と

なつたのである。

これまで、貴族院（上院）研究に不可欠な史料について述べてきたのであるが、これら貴族文書はもしも当該貴族が官職を持ち、かれの職権によつてその官職にかかわる公文書を私文書としてしまつたのではない限り、基本的には私的なものである。したがつて、これら私的な古記録は「貴族」の研究にとつては有用かもしれないが、「貴族院」の研究については必ずしも役に立たないと考えられるかもしれない。しかしこの見解は正しいとはいえないのである。まず第一に、英国では近代、すなわち一七、八世紀にはいつても公記録と私文書とは常にはつきり区分されてはいなかつたからである。たとえば、前述のポートルランド公爵文書には初代オクスフォード伯爵、ロバート・ハール（1681-1724）の膨大な私文書が含まれているが、そのなかにはかれが大蔵卿であつたとき（1711-1714）の公文書を多数見ることができると。つまりかれは一七一四年、大蔵卿を罷免された後もこの職に関わる書類を所有し続け、かれの私文書の一部になつてしまつたとみられる。同様のことは軍事的、外交的文書にもみることができると。ブレナム（マールバラ）文書には、陸軍最高司令官であつた初代マールバラ公爵の職務上の文書が多数存在する。またウェントワース文書には、ユトレヒト講和会議全権の一人であつた初代ストラフォード伯爵の外交文書を容易にみつけることができるのである。

「貴族」文書はまた、まれに「貴族院」に直接関わる記録を含んでいることもある。その最も代表的な場合は、貴族自身が上院における議事の内容を日記の形で残しているケースであろう。たとえば、カーライル主教ウイリアム・ニコルソン（1655-1727）は長年日記をつけており、かれがカーライル主教として上院に出席するためロンドンに滞在した一七〇二年から一七一八年の日記だけを取つてみても、その量はおよそ一三万語に達するのである。しかし、

有力貴族の日記が(かりにかれらがそうした日記を現実につけていたとしても)現存するケースは極めて少ない。だが、有力貴族が政治的な覚書きや演説原稿、さらには他議員の演説メモを残している場合はしばしば見ることができるのである。たとえばフィンチ家文書には二代ノッチングム伯爵、ダニエル・フィンチ(1647-1730)のこうした政治的記録類を含んでいるのである。

しかし一般的にいつて、貴族文書の中で上記のような政治的記録の占める割合は決して大きくないのである。貴族文書から土地関係などの経済的記録を除いた場合、残る私的な記録はおもに「家族文書」(family papers)や「家族書簡」(family correspondence)の類いとなる。一見するとこれらの記録は貴族の家庭内の些事を扱ひ、それらはせいぜい「貴族」の研究には役立つとしても、「貴族院」については大した意義を持たないようにみえるかもしれない。だが、現実はそのではないのである。一八世紀後半に入つても、「貴族院」に議席を占めうる「貴族」(peers)は驚くほど閉鎖的な世界であつた。かれらの身分 peerage は、「準男爵身分」(baronage)や「騎士身分」(knighthood)とは厳格に区別されていた。そしてなによりも貴族院議員の資格はおよそ二〇〇名ほどに限定されていた。しかもこれら貴族間の関係は婚姻によつて複雑に絡み合い、他と隔絶された一つの閉ざされた寡頭制的社会を形成していたのである。「貴族予備軍」としての準男爵や騎士身分の保有者は大土地所有者であるか、商工業、法律、医学などの専門家として相当の財力を持つことはもちろん重要であつた。しかしそれと同時に貴族院「議員」となるためには貴族「社会」の一員となること、つまり婚戚その他の手段によつてこの「社会」に入ることが必要条件の一つであつた。こうして考えてくるならば、「家族文書」や「家庭書簡」の類いが単に家庭内の些事として軽視できないことが分かるであらう。貴族たちはこれらの書簡の中で美術、音楽について語るのと同じように政治について論じていたのであ

る。

近代の貴族院を考ふるうえでの「家族文書」・「家族書簡」の意義は他にも求めることができるだろう。後に詳しく述べるように、一七、八世紀の貴族院は立法府として、さらに司法府としても制度的に整備されていくけれども、貴族の多くはこうした変化に適応してはいなかったのである。一八世紀後半になっても商工業ブルジョアジーはかれらのもつ経済力のみによって貴族院入りすることは不可能であった。かれらは土地を購入し地主化することにより、また既存の貴族と縁戚関係をもつことより極めて緩やかに貴族身分へと組み込まれたにすぎない。上院は依然として長い家系を誇る大土地保有者によって支配されていたのである。しかしその上院の中でも、明らかに二極分化がおこっていた。すなわち、上院は二つのグループ、デヴォンシャ公爵やニューカスル公爵ら巨大な土地所有者と、官職や宮廷からの年金なしには貴族としての家格を維持しえない人々「貧窮貴族」(poor lords)に分けられたのである。こうした「貧窮貴族」にしても、家系的にはその当時の代表的な貴族と繋がっている場合がほとんどであったから、かれらは、上院内で有力議員の「持ち駒」になることによってさまざまな保護を受けることができたのであった。貴族の残した書簡類の中には、「貧窮貴族」から有力者への支援依頼が少なからず含まれているのである。

しかしながら、たとえ「貧窮貴族」と有力貴族が経済的な利益によって結ばれていることが「家族書簡」を通して見て取れるとしても、それは「マネージャー」というべき有力貴族が貴族全般に対する恩典の源であったことを意味するものではない。一八三二年に第一次選挙法改正法案をめぐって国王の貴族叙爵の大権が脅かされるまでは、だれを貴族にするか、どの貴族をより上位に昇進させるかは明らかに国王の大権事項に属していた。新しく貴族に取り立てられるためには、相当の土地を保有すること、家系的にも貴族たるにふさわしいこと、そして貴族、とくにその中

でも有力者の知遇を得ることは必要であつたろう。しかし最終的には貴族創家の決定は国王が下すべきことであつた。もちろんこの大権は常に当然のこととして認められてきたわけではなかつたのである。一七二二年、初代オクスフォード伯爵ロバート・ハールは上院の構成をトリーに有利にするため、アン女王にたいして十二の貴族を新たに創家することを認めさせた。また一七一九年には国王のこの大権を制限しようとする法案が提出されたが、この試みは失敗に終わったのである。また、通常の官職に任命する権限、すなわち「官職叙任権」(Patronage)もまた、そのかなりの部分は首相や上院の「マネージャー」に与えられたものの、国王は依然としてパトロネージの源泉であつた。かくして、立身出世を望む貴族、資格の維持に汲汲としている貴族にとつて最善の方法は貴族本人だけでなく、家族ぐるみで廷臣となることであつた。かれらの家族内の書簡は、国王・宮廷が、いかにして貴族創家の大権や官職叙任権を活用して上院に支持基盤を確立していったかを語ってくれるのである。

これまでわたくしは貴族院研究に必要な史料編纂に関して主に貴族の家庭が保有する(あるいは保有していた)古記録の側面から考察してきた。だが上院の研究はこうした私的な文書からのみ行われるべきではない。貴族院はつねに自らの書記を持ち、議事を記録してきた。また貴族院の議事内容が、直接間接に外部に知らされ、それが報道されることもまれではなかつたのである。これらのことがらについては以前少し触れたこともあるので、重複をできるだけ避けつつ考察をしていきたい^⑩。

貴族院の院内書記はふつう議長である大法官(または国璽尚書)のやや下座で、議場のほぼ中央に着席する。筆記しなければならぬことは、当然院内での審議の大略であつた。これが「速記録」(manuscript minutes または draft journals)であり、通例これは、a 当日の出席者 b 国王演説にたいする議院全体としての「奉答文」(address)

や決議など c (公法案、私法案をとわず) 法案の第一、第二、第三読会段階での可否、委員会に付託した場合にはそのことも明記する d 訴訟の当事者の名前とその判決の概略 e 採決で敗れた貴族の提出する少数意見 (Lords's protest) f 両院協議会 (conference) が開かれた場合にはその概略、などを含んでいる。しかし、法案審議の際の討論の内容については、書記は通例それを筆記する義務を持たなかったのである。また委員会審議については、「全院委員会」(committee of the whole House) の議事は「速記録」に、一般の委員会の審議記録には別に「委員会議事録」(committee minutes) が作成された。以上が上院の議会議録の第一のグループを形成していた。「速記録」および「委員会議事録」は清書され、議員の点検を受けた「貴族院日誌」(The Journals of the House of Lords) ができあがるのである。この「貴族院日誌」は本来国民一般への報道を目的として作成されたのではなく、上院がこの「貴族院日誌」の公刊に踏み切ったのは一八世紀も半ばのことであった。

上院の院内書記が取り扱う文書は上記の「速記録」、「委員会議事録」だけではない。たとえば法案審議のさいに作成される文書、訴訟審理にあたって提出される書類などはすべて一度は院内書記の手を経たものであった。しかしこれら文書がすべて永久保存されたわけではもちろんなく、多くは一種の作業文書として会期終了後に廃棄されたとみられる。だが、院によって重要と見なされた記録については、それらは「会期文書」(sessional papers) に指定され、さらに議会文書の中でも重要性の高い「主要文書」(main papers) として保管されたのであった。これら「主要文書」はとくに国民一般の関心をひいた場合には、文書の作成後まもなく院の決議によって印刷されることもあったのである。これら、印刷・公刊された議会議録は長年歴史研究者にとって貴重な史料ではあったけれども、なにが出版され、なにが出版されないかという決定は、その当時の貴族院の判断に委ねられていた。したがって、その判断は後

世の史家からみれば恣意的なものも多々みられる。そのため、刊行、未刊行を問わず「主要文書」のリストを作り、きわめて歴史的意義の高いものについては、それを翻刻する企画が立てられたのは自然なことであった。この企てを初めに実現したのは「王立歴史的手稿委員会」である。この委員会は当初貴族、一般市民の旧家とならんで、貴族院をも実地調査の対象としていた。そして「貴族院未刊行古文書」(*Manuscripts of the House of Lords*)というタイトルで十三巻を刊行したのである。そして、一九〇〇年以降にはこの事業は「王立歴史的手稿委員会」から貴族院に移管され、あらたに十二巻が刊行され現在に至っている。

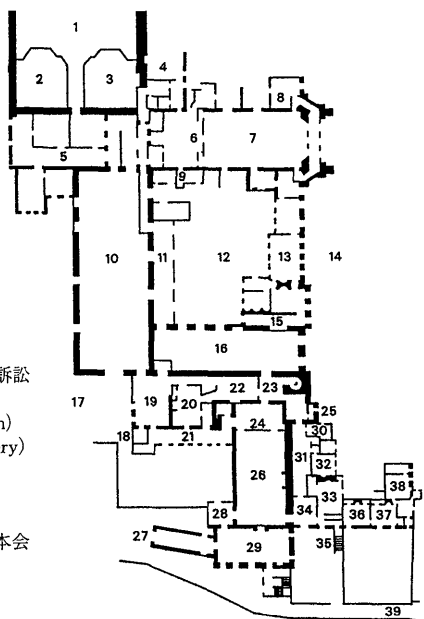
二 国会議事堂 (パレス・オブ・ウエストミンスター)

これまで述べてきたように、貴族院(上院)については様々な形で史料の翻刻・出版の試みが続けられてきた。さらに、とくに第二次世界大戦後には、貴族は積極的に個人的な古記録の公開を行なってきたのである。しかしながら、貴族および貴族院に関する体系的・総合的な研究の不足は、とくに一七世紀以降の時代について著しい。本論では名誉革命以後とくに一八世紀初頭の上院について考察していきたい。この時代を選んだ理由はいくつか考えられるけれども、そのひとつには、名誉革命以降の上院には、中世以来の古い身分制議會の側面と近代的議會の側面とが共存していることがあげられよう。この古い要素と新しい要素の並立は、貴族院における「議事手続」(*procedures*)についても明らかに認めることができる。ただここで議事手続という場合、本論ではこの言葉をかなり広い意味でとらえようとする。最も狭義の議事手続とは、いわゆる成文の「貴族院議事規則」(*the standing orders of the House*

of Lords) である。しかし議事規則の意味内容をさらに広げるならば、議會会期ごとに制定される院の「決議」(resolutions) のうち、当該の議題だけでなく議事進行一般に関わるものも含むことができるだろう。こうした決議は、もしも院が有用であると認めたならば、その会期を越えて効力を持ち続けることになる。さらに以上の成文となつた規則に加えて、不文の規則、すなわち長い年月をかけて徐々に議員の間に議事上のルールとして認識されるようになったものも含めることができるだろう。最後に、直接議事には関係ないとしても、それに影響を与えうるもの、たとえば上院内の事務組織、国会議事堂内の部屋の配置、貴族院内部の構成などが考えられる。以下まずこの議事堂について、ついでそのなかの貴族院会議場について考察していこう。

現在テムズ河畔にある「国会議事堂」(The Houses of Parliament) の正式の名称は「ウエストミンスター宮殿」(The Palace of Westminster) となっている。実際この建物はもともと中世の建築で、一五二九年国王ヘンリ八世が首都における住まいをウエストミンスターからホワイトホールに移すまで宮殿の機能を果たしており、そして現在でも国王の財産となっているのである。このことは、国会議事堂の管理の最高責任者が一九六五年まで「大侍従卿」(Lord Great Chamberlain) にあつたことから分かるであろう。^⑩ 現在みられる国会議事堂の多くの部分は一八三四年に議事堂が火災にあつたこともあり、一九世紀以降の増改築である。だが現在でもウエストミンスター・ホール(図1の1)、セント・ステイーヴン礼拝堂(同7)の地下室、および宮殿の道をへだてて向かいにたつているジュアル・タワー(同40)はこの宮殿建築時の状態を保っている。^⑪

一八世紀初頭の国会議事堂は、相当老朽化が目だつていたとはいえ、中世以来の間取りを大部分残していた。といつても、それぞれの部屋は、初め建てられたときの目的とは異なつた使われかたがされている場合が多く見られるの



- 1 ウェストミンスター・ホール 北端に民事訴訟裁判所(The Court of Common Pleas)
- 2 女王座裁判所(The Court Queen's Bench)
- 3 大法官府裁判所(The Court of Chancery)
- 4 庶民院議長の部屋
- 5 後見権裁判所(The Court of Wards)
- 6 庶民院ロビーおよび「手すり」(Bar)
- 7 セント・ステイーヴン礼拝堂(庶民院本会議場)
- 8 庶民院議長応接室
- 9 庶民院手洗い
- 10 小額債券裁判所(The Court of Requests)
- 11 庶民院本会議場からペイントッド・チェインバーへの廊下
- 12 コットン・ヤード
- 13 コットン・ハウス
- 14 コットン・ガーデン
- 15 コットン図書館
- 16 ペイントッド・チェインバー
- 17 オールド・パレス・ヤード
- 18 貴族のための貴族院本会議場入り口
- 19 ストーン・ロビー、二階は王璽尚書の部屋
- 20 黒杖官(black rod)の部屋
- 21 通路
- 22 着替室または待合室
- 23 貴族院議員ロビー
- 24 貴族院「手すり」(Bar)
- 25 (推定)貴族院議員手洗い
- 26 貴族院本会議場
- 27 国王用階段
- 28 プリンズ・チェインバーへの廊下
- 29 プリンズ・チェインバー
- 30 院内書記の小室

- 31 絨毯じきの通路
- 32 紋章院総裁(Earl Marshal)の部屋
- 33 主教の部屋(離れた大主教の小室)
- 34 主教用ロビー
- 35 主教用階段
- 36 大蔵卿の部屋
- 37 大法官の部屋
- 38 管理人室
- 39 テムズ河沿い議会入口階段への通路
- 40 ジュアル・タワー(議会事務局)

図1 18世紀初期の国会議事堂(The Palace of Westminster)

である。たとえばセント・ステイヴン礼拝堂は、一四世紀の建造物であり、もとは宮殿の主要な祈りの場となっていた。しかし、宮殿が国会議事堂に転用されるに従い、礼拝堂は庶民院の本会議場となっていたのである。中世に議院が創設されたときには、議院は司法機能と密接に結び付いていたが、そのことは近代初期の議事堂の構成にもはっきりと見て取ることができる。ウエストミンスター・ホール(図1の1)北側には「民事訴訟裁判所」(The Court of Common Pleas)が、南の端には、「女王座裁判所」(同2 The Court of Queen's Bench)と「大法官府裁判所」(同3 The Court of Chancery)が設けられていた。こうして、近代にいたっても議事堂は立法の場であると同時に司法の場でもあったのである。しかしその比重は明らかに立法の方へ移っていたといえよう。上記の三つの法廷のほかに従来議事堂は、後見権裁判所(図1の5 The Court of Wards)と小額債券裁判所(同10 The Court of Requests)を有していたが、これらの法廷はピューリタン革命の頃に廃止されたため用途が失われてしまったのである。その後、小さな部屋であったもとの後見権裁判所はコーヒー・ハウスなどに転用された。一方、幅四〇フィート(約十二メートル)、奥行一〇〇フィート(約三〇メートル)であったもとの小額債券裁判所は上下両院の議員が、一般の市民と面会をする場となったり、上下の議員どうしが非公式に協議を行なう場へと変わっていったのである。これまで述べてきた部屋を除けば、一八世紀のウエストミンスター宮殿は(公共の図書館となったコットン・ライブラリなどを別として)大部分は立法機能に関わるものである。そしてそれぞれの部屋の役割がはっきりしたことは、上下両院の議事手続がしだいに整備されてきたことも深く関連している。たとえば、「プリンス・チェインバー」(図1の29)はヘンリ八世によって礼拝堂として建てられたが、一七世紀末までにはもはやこは祈りの場ではなくなっていた。すなわちプリンス・チェインバーは貴族院が委員会を開くとき、その会場となったのである。またこ

の部屋は国王が公式、非公式に議會を訪問した際着替えのための場所ともなっていた。また議會開催時に大蔵卿(Lord Treasurer)、大法官(Lord Chancellor)、紋章院総裁(Earl Marshal)ら国家の大官が休息を取る部屋も整備された(それぞれ図1の36、37、32)。さらに「ペインティド・チェインバー」(図1の16)は一三世紀、ヘンリ三世によって建てられ、ヘンリ七世の時代に貴族院の議場に転用されたのであるが、一七世紀までには再び用途が変更となり、上院と下院が意見を調整する両院協議会の場所となったのである。

ウエストミンスター宮殿のなかの部屋の多くが本来の機能とは全く別の機能を持ったように、一八世紀に貴族院の本会議場であった場所もまた、本来議會とはまったく関係のないところであった¹⁴⁾。もところはクイーンズ・チェインバーと呼ばれ、ヘンリ三世が、王妃の居室として建造したものである。貴族院本会議場は一七世紀ペインティド・チェインバーから、ここクイーンズ・チェインバーへと場所を移したのであった。この新しい上院の会議場はかなり狭く、たて約七〇フィート(約二二メートル)、よこ約二七フィート(約八メートル)にすぎなかった。そのうえ議員の座席は王座から院の「手すり」(Handrail 図2参照)までであったから、たての長さは実質五四フィート(一六メートル)程度にすぎなかったと考えられる。上院の議員数は、ジェームズ一世没年(一六二五年)に一〇四名、チャールズ二世没年(一六八五年)には一五三名、ウイリアム三世没年(一七〇二年)には一六二名、アン女王没年(一七一四年)には一六八名に達していた¹⁵⁾。したがって、もしもこれら議員のほとんどが登院したならば議場は混雑を極めていたであろう。しかし現実の出席者数はこれらの数を大きく下回っていたのである。

貴族院における正式な座席配置はヘンリ八世の治世の一五三九年に制定された法律によって厳格に規定されていた。そして、この法律は廃止も改正もされることなく一八世紀にいたるまで効力を持っていたのであった。しかし先にも

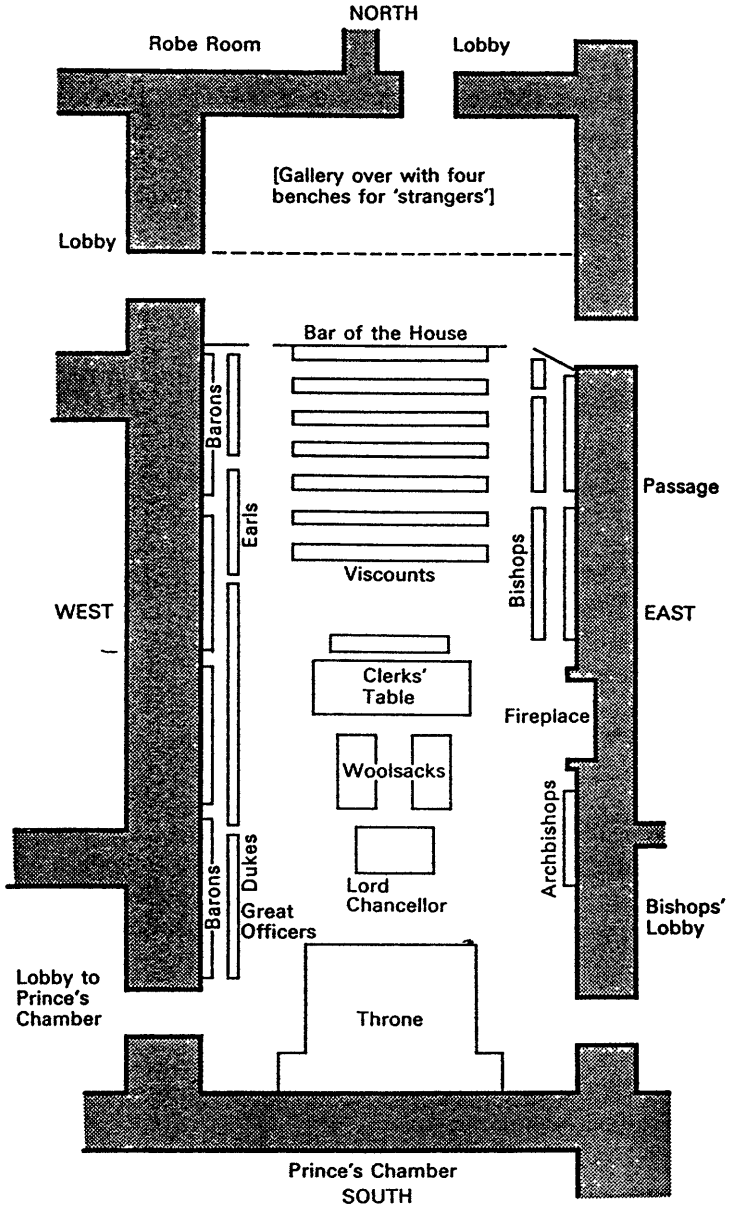


図2 18世紀初期貴族院の座席配置

述べたように、ジェームズ一世の時代以降貴族院議員の数は徐々に増加したため、一五三九年法の厳密な適用は次第に困難になっていった。それでも大主教、主教からなる聖職貴族、公爵から男爵までの世俗貴族についてその席次に応じて座席を配分することはきわめて重要なことであったといえよう。図2に示されたように、国王は、議場の南端が公式の座席であった。しかし、かれ(かのじよ)が「お忍びで」(*incognito*) 議事を傍聴する際には王座から見て右側の暖炉のそばに座るのが通例であった。一八世紀における座席の配置でも聖職と世俗の貴族ははっきりと区別されていた。王座から見て右側には聖職貴族が座席を占めていた。すなわち、王座よりにはカンタベリーとヨークの両大主教、暖炉を隔てた二列のベンチには主教が着席したのであった。一方世襲貴族は、王座から見て左側の二列のベンチと院内書記(Clerks)のテーブルの後ろの七列のベンチが割り当てられていた。まず、西側の二列のベンチの前列は「伯爵のベンチ」(*earls' bench*)と呼ばれ、まず王座近くに国家の大官と公爵が席に着き、ついで侯、伯爵が続いたのである。後ろのベンチは「男爵のベンチ」(*barons' bench*)といわれ、男爵身分の座席であった。そして院内書記の背後のベンチのうち最前列は、もっぱら子爵に割り当てられていたが、そのほかは、「伯爵のベンチ」や「男爵のベンチ」に収容しきれなかったものがすわるようになっていた。

一八世紀初期貴族院内部の構成で特筆すべきことは、院の「手すり」(*Bar*)の後方に「部外者」(*strangers*)のために四列のベンチからなる「傍聴席」(*gallery*)が設置されたことである。この傍聴席は単に貴族の親戚や他国の外交使節だけでなく、一般のジャーナリストもまた利用できたとみられる。一七〇四年に設置された傍聴席は、当時勃興しつつあったジャーナリズムによる議会報道を促進するものであったが、貴族院は、新聞雑誌が議員の発言を逐一報道することに警戒感を強め、一七一一年、傍聴席から貴族院の討論を聴き、外部に報道したエイベル・ボイヤーは

院によって譴責され、その年傍聴席は取り払われてしまったのである。しかしこの措置も本会議場から完全にジャーナリストを締め出すことはできなかったとみられる。上院は一七三七年から一七四〇年まで再び傍聴席を設けたし、またこれのあるなしかかわらず、記者たちは多くの場合直接、間接に討論内容を手にいれることができ、イギリスにおける政治的ジャーナリズムの発達を促していったのである。

注

- ① 拙稿「一八世紀初期英国における上下両院の関係についての考察」『政経論叢』平成三年第三号、二二―二六頁。
- ② G.E. Cokayne, *The Complete Peerage* (ed. V. Gibbs, 13vols., 2nd edn., 1910-59).
- ③ *Chronicles of the Atholl and Tullibardine Families*, ed. John, seventh duke of Atholl (Edinburgh, 1908); *Intimate Society Letters of the Eighteenth Century*, ed. duke of Argyll (1910).
- ④ W.S. Churchill, *Marlborough: His Life and Times* (4vols., 1933-38).
- ⑤ W. Coxe ed. *Private and Original Correspondence of Charles Talbot Duke of Shrewsbury* (1821); do, *Memoirs of John, Duke of Marlborough with his Original Correspondence* (3vols., Bohn ed. 1847-48); do, *Memoirs of the Life and Administration of Sir Robert Walpole* (3vols., 1798).
- ⑥ ホリンズブルックにかんするこれらの文献については、H.T. Dickinson, *Bolingbroke* (1970) の巻末文献一覽参照。
- ⑦ *The Epistolary Correspondence, Visitation Charges, Speeches, and Miscellanies of Francis Aterbury* (5vols., 1783-90).
- ⑧ *Letters Illustrative of the Reign of William III from 1696 to 1708. Addressed to the Duke of Shrewsbury by James Vernon Esq., Secretary of State* (ed. G.P.R. James, 3vols., 1841); *The Wentworth Papers, 1705-1739* (ed. J.J. Cartwright, 1883).
- ⑨ 上の日記は近年完全な形で出版された。『*The London Diaries of William Nicolson Bishop of Carlisle 1702-1718* ed. C. Jones and G. Holmes (Oxford, 1985) .
- ⑩ 拙稿「一八世紀初期英国における上下両院の関係についての考察」『政経論叢』平成三年第三号、二四頁。なお、貴族院史

料の詳細については、M.F. Bond, *Guide to the Records of Parliament* (1971).

⑪ M.F. Bond, *Guide*, 251.

⑫ 以下、一八世紀当時の国会議事堂については、*Nicolson Diaries*, 69-81 に負うところが大きい。

⑬ *Nicolson Diaries*, 70.

⑭ 図におよび、以下の貴族院本会議場についての叙述は、*Nicolson Diaries*, 81-86 と C. Jones, "Seating Problems in the House of Lords in the Early Eighteenth Century: the Evidence of the Manuscript Minutes," *Bulletin of the Institute of Historical Research*, li (1978), 132-145. に負うところが大きい。

⑮ C. Jones, "Venice Preserved; or A Plot Discovered: The Political and Social Context of the Peerage Bill of 1719" in C. Jones ed. *A Pillar of the Constitution: The House of Lords in British Politics, 1603-1784* (1989), 90.

なお英文の引用文献については、とくに注記のない限り発行地はロンドンである。